

## 東山行政区 役員手当内規

(目的)

1 役員手当を明確にするため、平成 18 年度からこの内規を施行する。

(役員手当の額)

2 役員手当の額は、次のとおりとする。

- |           |         |
|-----------|---------|
| (1) 区 長   | 月額 2 万円 |
| (2) 区長代理  | 月額 1 万円 |
| (3) 顧問    | 年額 2 万円 |
| (4) 相談役   | 年額 2 万円 |
| (5) 会計監査  | 年額 1 万円 |
| (6) 区 議 員 | 年額 2 万円 |
| (7) 大 組 長 | 年額 1 万円 |
| (8) 組 長   | 年額 5 千円 |

(役員手当の改定)

3 役員手当は、隣接の行政区も参考にして、区議員会において協議し、改定することができる。

(手当の費目等)

4 手当の費目は区役員手当とし、区長代理（会計専任）が支給手続きを行うものとする。

附則

1 この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この内規は、平成 20 年 2 月 23 日決定 即日施行する。

3 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 1 月 23 日 区議員会決定)

4 この内規は、平成 24 年 1 月 29 日決定 即日施行する。

(平成 24 年 1 月 29 日 区議員会決定)